

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 4 日

國水立研研究開發法所人水管產部研門・教育機構
野呂田智義

1 . 調 達 内 容

(1) 調 達 物 品 及 び 数 量 (単 価 契 約) 安 定 同 位 体 比 分 析 業 務

(2) 調 達 物 品 の 仕 様 入 札 説 明 書 に よ る 。

(3) 履 行 期 間 自) 契 約 締 結 日
至) 令 和 8 年 3 月 1 6 日

(4) 納 入 場 所 入 札 説 明 書 に よ る

量た金金捨費で1
数ま該該り消者の
定。当適切、業分
予とに（をは事0
にこ額額額者税1
価る金金金札免1。
單すたた数入かのと
の載れし端、る額こ
と記さ算ので金る
ごを載加そので望す
目額記を、る者希載
項金に額はす業約記
析た書るきと事契に
分し札すと格税た書
の算入当る価課っ札
れ合、相あ札るも入
ぞをはにが落係積を
れ額て0数てに見額
そたっ1端っ税、金
、したののも費ずる
は出当分満を消わす
額算に0未）方問当
金て定0円額地を相
札じ決11金びかに
入乗札のにた及る0
を落額額て税あ0

2. 競争参加資格

(1) 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 契 約 事 務 取 扱 規 程 (平 成 1 3 年 4 月 1 日 付 け 1
3 水 研 第 6 5 号) 第 1 2 条 第 1 項 及 び 第 1 3 条 の 規 定 に 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。

(2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」の資格保有者であること。

(3) 及び 約名 契約の 売と様 販この 品の関 物で機 、中の 約間国 契期、 造るはと 製の合こ のて場い 品けるな 物受あで らをで中 か止者間 長停る期 事名いる 理指てい 構くれて 機づさけ 育基け受 教に付を ・領格止 究要に停 研置格名 産措資指 水止一く 人停統づ 法名庁基 発指省に 開約全領 究契、要 研等し置 立務だ措 国役た止 び停

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(5) 本業務を履行しうる分析能力、設備を有することを証明した者であること。

(6) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。

(7) 仕 様 書 を 踏 ま え た 実 施 体 制 を 整 備 す る と と も に 、 第 三 者 に 委 託 す る こ と な く 業 務 責 任 者 (査 定 結 果 の 最 終 実 施 体 制 を 整 備 す る と と も に 、 第 三 者 に 委 託 す る こ と な く 業 務 責 任

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の、加入心を受ける契約と。

①	直宮國水電F	援城立產A	交畚研資話X	付塩究源	釜開研00	市發究22	新法所22	浜人管一一	町水利33	3產部66	一研門57	2究塩一一	7・釜71	一教拋82	5育点95	機管20	構理	チ	一	ム
---	--------	-------	--------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	----	---	---	---

② 入者 A
業務当 F
業担て
析、あ
分名 ①
比社記
体、上
位し、
同入え
定記う
安との
「載」
付約望記
交契希を
る価て号
よ単に番
に（便話
い「配電
払に宅、
着式書所
便書明住
配意説、
宅任札名

③ 入者記
業務上
業担、
析、え
分名う
比社の
体、載
位し記
同入を
定記号
安と番。
）」話と
約望電こ
契希、る
価てスす
。付単にレ信
と交（ルド送
こる「一アX
るよにメルA
すに式書一F
信ル書明メて
送一意説、あ
Xメ任札名①

4. 入札説明会の日時及び場所等

1 明まにる 付の等所る
月説日員す け 定権箇す
9 札当全表 受 特産該答
年入。者公 時 て財当回
7 はと領て 随 っの、に
和スこ受に も あ等はみ
令レう書ジ 合 で人にの
、ド行明一 場 報法合者
はアを説ペ た 情び場疑
に（疑札ム し る及る質
合ル質入一。生 す合あ、
場一てはホる発 開場がず
るメに答のえが なる述せ
あにス回構代疑 人あ記表
がてク、機に質 個がる公
疑あつめ当会に。に述あを
質。アとに明降る容記の疑
し3フまも説以す内るれ質
関記はりと札日応疑得そ該
に上又取と入該対質しお当。
等に）をうり当に、別るはる
書で載疑行よ、様し識す又あ
様ま記質てにお同だを害せが
仕日にのしとな、た人侵伏と
1 書で対こ け 個ををこ

- [illegible]

いて、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 安定同位体比分析業務

2. 業務目的 本業務は、底土、プランクトン、ベントスおよび魚類等の炭素・窒素安定同位体比を測定し、食物網構造を明らかにすることを目的とする。

3. 納入場所 宮城県塩釜市新浜町 3-27-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構 塩釜庁舎

4. 履行期間 自) 契約締結日
至) 令和 8 年 3 月 16 日

5. 予定試料および数量

海産試料

1) 底土（乾燥済、脱炭酸処理済）	10 検体
2) フィルター（乾燥済）	350 検体
3) 生物（乾燥済、粉碎済、脱脂済）	3,500 検体

淡水試料

4) 生物（乾燥済、粉碎済、脱脂済）	850 検体
5) 落葉・付着藻類（乾燥済、粉碎済）	40 検体
計 4,750 検体	

6. 業務内容

(1) 試料送付

①上記の 2) のフィルター試料はφ47mm のプラスチック容器に入れて、その他の試料は 15mL プラスチック遠沈管または 2mL マイクロチューブに封入し、一覧表を添えて請負業者に送付する。安定同位体比測定の前処理として、当所担当職員は、以下の処理を施した後、請負業者に送付する。1) の底土は乾燥及び脱炭酸処理済、2) のフィルターは乾燥済、3) と 4) の生物は乾燥、粉碎及び脱脂済、5) の落葉・付着藻類は乾燥及び粉碎済とする。なお、2) のフィルターは、植物プランクトン、動物プランクトンまたは懸濁態物質をろ過したガラス繊維濾紙（GF/F）である。

②分析用試料は、令和 7 年 9 月末日までに 800 検体（生物、フィルター）を請負業者に発送する。その後、10 月末日までに 950 検体（生物）、11

月末日までに 1,000 検体（生物）、12 月末日までに 1,000 検体（底土、フィルター、生物、落葉・付着藻類）及び令和 8 年 1 月末日までに 1,000 検体（底土、フィルター、生物、落葉・付着藻類）をそれぞれ送付する。
なお、上記の予定通りに発送できない場合、当所担当職員は、遅滞なく請負業者に連絡し、発送の時期及び検体数を報告する。

（2）試料の確認

請負業者は試料の受領後、速やかに試料と一覧表を照合させ試料の状態を確認し、当所担当職員に受領の連絡を行うこと。

（3）分析用試料の作成

各試料は、0.01 mg の精度で秤量し、分析用スズ箔に封入する。

（4）元素分析

各試料に含まれる炭素（C）及び窒素（N）量は、有効数字 3 桁以上（4 桁目で四捨五入）で測定すること。1）底土、2）フィルター及び5）落葉・付着藻類に含まれる C 及び N 量が測定限界を下回った場合、当所担当職員に連絡の上、その後の指示に従うこと。

（5） $\delta^{13}\text{C}$ および $\delta^{15}\text{N}$ 安定同位体比の測定

- ①各試料は、安定同位体比質量分析計により測定すること。
- ②各試料に含まれる $\delta^{13}\text{C}$ 及び $\delta^{15}\text{N}$ は、有効数字 3 桁以上（4 桁目で四捨五入）を測定すること。
- ③分析精度は、標準偏差で判断する。 $\delta^{13}\text{C}$ は 0.1‰以内、 $\delta^{15}\text{N}$ は 0.2‰以内とする。なお、使用する分析精度の確認は、試料の測定日毎に 1 回以上実施し、報告時にデータも併せて提出すること。
- ④上記③の分析精度を満たさなかった日は、その測定日のすべての試料において再測定を実施すること。
- ⑤試料 10 検体ごとに標準試料を分析し、報告時にそれらのデータも併せて提出すること。

（6）納入成果物

- ①試料の分析結果は、任意の様式の MS・Excel で保存した電子媒体で 1 部、紙媒体で 2 部提出すること。また、測定の生データ（クロマトグラム及び安定同位体比を計算するのに必要な測定値）も併せて提出すること。なお送付した試料のうち、測定後の残りの試料は、元の容器に戻し速やかに当研究所に返送すること。

②試料の受領後、分析結果は原則 1～2 か月以内に報告すること。2 か月以内に報告できない場合、請負業者は担当職員に連絡し、結果の報告日を提示すること。令和 8 年 1 月末日に送付する検体については、履行期限の 3 月 16 日までに結果を報告すること。

7. その他

- (1) 測定精度維持のため、可能な限り同一日に連続して分析を行うこと。
分析数が予定より増加し、短納期での対応が必要となる場合があるため、互換性が確保されている質量分析計を 2 台以上保有し、かつ 1 日に 100 検体以上の分析能力を有すること。
- (2) 試料の輸送費及び分析に係る消耗品等の全費用は、請負業者が負担すること。
- (3) 分析中に装置トラブルや不明点が生じた場合は、当所担当職員と適宜打ち合わせを行い、合意の上で作業を進めること。